

第35回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月31日(水) 午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員(15名)

会長	2番	安原 義之			
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番 飯塚 淳一
	5番	山下 利秋	6番	市川 政一	7番 清水 輝男
	8番	霜鳥 勝範	9番	丸山 光浩	10番 高橋 敏明
	12番	渡邊 春男	13番	内田 芳昭	15番 竹内 則孝
	16番	竹田 賢一	17番	宮尾 俊一	

4. 欠席委員

農業委員(2名) 11番 生井 一広 14番 丸山 嘉之

5. 提出議題

報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
報告第3号	次期農地利用最適化推進委員会について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号	農用地利用集積計画について
議案第5号	農地利用状況調査に基づく非農地判定について
議案第6号	妙高農業振興地域整備計画の変更について

6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

事務局次長 大沢光紀 係長 山口 修 主査 竹田 由之

7. 会議の概要

- 事務局 本日の出席委員を報告します。出席委員は、15名です。
それでは、安原会長、お願いします。
- 会 長 雪が降らない状況が続いています。
1月23日に新潟市で開催された役員研修会に役員4名で出席しました。
道中の高速道路から見えた中越地域の田んぼでは田面が出ていました。まだ1月末であり、気候の変化を感じています。
後ほど、その他事項の主要会務報告でも報告ありますが、16日には次期推進委員の評価委員会が開催され候補者が決定し、次年度に向けた準備が進んでいます。
先月の12月市議会では農業委員の同意も得たところであります。
今後は、会長、職務代理、部長の役員も決めなくてはならないとは思いますが、皆さんで良い意見を出しながら進めて欲しいと思います。
本日は欠席者も数名いらっしゃいますが、スムーズな議事進行にご協力をお願いします。
それでは座らせていただき早速会議を進めたいと思います。
- 議 長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第35回妙高市農業委員会総会を開会します。
最初に議事録署名委員を指名します。9番の丸山 光浩委員、10番の高橋 敏明委員、よろしくをお願いします。
本日の議題は、報告事項が3件、議案が6件です。公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。
まず、報告事項ですが、
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
報告第3号 次期農地利用最適化推進委員について
以上、事務局より、報告事項3件の説明をお願いします。
- 事務局 報告事項について説明します。

1ページ、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。
12月に届出がありました合意解約は、6件です。
解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、1番と2番は農地中間管理事業による賃貸借の合意解約です。
3番と6番の「所有権移転」ですが、今月の農地法第3条に上程されているものです。
4番の「他の人に貸す」ですが、先月の総会で議決されたものです。

次に2ページ、報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。
12月の届け出は、相続件数は12件、新たなあっせん希望はありませんでした。

次に3ページ、報告第3号 次期農地利用最適化推進委員について、です。
先に開催されました農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会において、内定をいただいた次期農地利用最適化推進委員18名の名簿になります。
名簿ですが受付順に記載しており、右端に新規・継続の別ということで、継続委員が8名、新規委員が9名、農業委員からの転任が1名となります。
なお、委員の任期は令和6年3月27日からの3年間となります。

- 事務局 以上、報告案件について説明させていただきました。
よろしくお願いいいたします。
- 議長 事務局の説明に対しまして、皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、報告事項3件は、ご了承いただきたいと思います。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、4ページをご覧ください。
今月の許可申請は、3件です。

1番については、申請地は、大字飛田地内、登記地目：田が1筆、登記地積：245㎡
あります。
位置図は、資料No.2 8ページをご覧ください。
なお、申請地は、譲受人の所有農地の隣接農地で利便性の良いことから、譲渡人と協議
したところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。
2番については、申請地は、大字上大塚新田地内、登記地目：田が1筆、登記地積：
1,993㎡であります。
位置図は、資料No.3 9ページをご覧ください。
なお、譲渡人は市内転居して申請地から遠隔地に居住しているため、耕作管理が困難に
なったため、譲受人と協議したところ、このたび話がまとまり、これを機に売買により譲
受人に譲り渡すものです。
3番については、申請地は、大字三本木新田地内、登記地目：田が3筆、登記地積合計：
4,344㎡、登記地目：畑が2筆、登記地積合計：171㎡、田畑合計：5筆、
4,515㎡であります。
位置図は、資料No.4 10ページをご覧ください。
なお、申請地は、譲渡人が相続により取得した農地で、市外在住で耕作管理できないこ
とから、実質的に耕作管理している譲受人と協議したところ、このたび話がまとまり、こ
れを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。
以上、3件ですが、いずれも農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考
えます。
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
- 議長 担当委員の説明については、積雪により現地確認が実施できないことから、事務局の説
明のみとします。
それでは、議案第1号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。
- 委員 1番と2番では対価額が1番は2番の倍となっている。1番が高い理由が分かれば教え
て欲しい。
- 事務局 10a換算で表記している。実際の額面は、面積換算すると1/4の価格である。
- 議長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を採決します。

議 長 お諮りします。
本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は、許可することに決定しました。
次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については、5ページをご覧ください。

今月の許可申請は、1件です。

申請地は、大字坂下新田地内、登記地目：畑が1筆、登記地積138㎡です。
位置図は、資料No.5 11ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま。

ただし、本案件は、追認案件であります。

申請者は、このたび所有地である申請地を売却することとなり、登記状況等の調査をしたところ、農地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから事務局に相談があり、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。

それを受け、車庫・物置の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

(始末書)

本件については、整備時に申請があれば許可できる状況・内容で、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、先代が整備した後に、思い込みで自己所有地に建て替えてしまったやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

以上ですが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、議案第2号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は、許可することに決定しました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、6ページをご覧ください。

事務局 今月の許可申請は、1件です。

申請地は、大字雪森地内、登記地目：田が1筆、登記地積119㎡、登記地目：畑が1筆、登記地積：218㎡、田畑合計 2筆、337㎡です。

位置図は、資料No.2 8ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

ただし、本案件は、追認案件であります。

このたび申請地を譲受人の所有地と交換して所有権移転することとなり、土地及び登記状況等の調査をしたところ、申請地上に物置があるにもかかわらず、農地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから事務局に相談があり、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。

それを受け、物置の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

(始末書)

本件については、整備時に申請があれば許可できる内容であるとともに、農地法を十分に理解していなかった先代が整備したことが原因で、土地と建物の相続時期や相続関係者の違いなどから生じたやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

以上ですが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第3号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

委員 すべて売却するのですか。

事務局 そのとおりです。

議長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は、許可することに決定しました。

次に、議案第4号 農用地利用集積計画について、を上程します。議案第4号のうち、30番と31番については、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件です。最初に、30番と31番を除く1番から29番までの29件を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページ、議案第4号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。今月は、新規設定11件、再設定18件、所有権移転2件の合計31件です。

はじめに1番から29番について説明します。

1番から10番につきましては新規設定です。

契約内容は、賃貸借となっております。

1番と2番につきましては農地中間管理事業による貸し付けです。

事務局 続きまして、14ページ11番から16ページ27番につきましては、再設定です。契約内容は、使用貸借または賃貸借となっております。再設定ですので、特に問題はないと思われま

17ページ28番29番につきましては所有権移転です。所有権移転する農地はすべて農振農用地であり、譲受人は認定農業者で、対価額は双方での話し合いにより決定しており、問題ないと思われま

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願

議長 それでは、議案第4号のうち、1番から29番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願

委員 7番の譲受人は、拡大意向なのですか。

事務局 申請時に詳細は把握していません。

委員 さきほどの質問に関連して、譲渡人は廃業するのですか。

事務局 申請時には明言されていませんが、話によると廃業を検討しているようです。

議長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第4号農用地利用集積計画について、のうち、1番から29番を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号のうち、1番から29番までは、市長に要請することに決定しました。

続きまして、同じく議案第4号 農用地利用集積計画について、のうち、30番については、委員に関する案件であります。

農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席をお願いします。

< 委員 退席 >

議案第4号 農用地利用集積計画について」のうち、30番について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 続きまして、17ページ30番につきましては、新規設定です。契約内容は、賃貸借となっております。ご審議のほどよろしくお願

議長 それでは、議案第4号のうち、30番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第4号 農用地利用集積計画について、のうち30番について採決します。お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号のうち、30番については、市長に要請することに決定しました。
それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

続きまして、同じく議案第4号 農用地利用集積計画について、のうち、31番については、委員に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席をお願いします。

< 委員 退席 >

議案第4号 農用地利用集積計画について、のうち31番について上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 続きまして、17ページ31番につきましては、再設定です。
契約内容は、賃貸借となっております。
再設定ですので、特に問題はないと思われます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議案第4号のうち、31番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第4号 農用地利用集積計画について、のうち31番について採決します。お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号のうち、31番については、市長に要請することに決定しました。
それでは、委員の退席を解除します。

< 委員 復席 >

次に、議案第5号 農地利用状況調査に基づく非農地判定について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号 農地利用状況調査等に基づく非農地判定については、18ページ以降をご覧ください。

昨年7・8月に委員さんから実施していただいた農地パトロール・農地利用状況調査の結果を受けて、今年度から確定調査に向けて農林課の農振担当と判定分析・情報共有した後に11・12月に、担当農業委員さん、担当推進委員さん、市民税務課の資産税担当職員、農林課農振担当者、農業委員会事務局職員で、確定調査をいたしました。

資料は飛んで、28ページをご覧ください。

資料中段に記載しましたが、確定調査を実施し、非農地と判定された農地は、493筆であります。そのうちの3筆は、現在、妙高市が実施している地籍調査で調査区域内の農振農用地区域外で非農地化している農地について協議があり、現地を確認し、担当農業委員も状況を把握していたことから加えたものです。

またもう1筆は、令和5年4月1日から施行された相続土地国庫帰属制度に基づいて申請された農地で、担当委員と現地を確認した結果、現地の状況から非農地として加えたものです。

12月にその該当地の所有者に確定調査結果を通知し、耕作再開等の意向を確認した結果、6筆の所有者から耕作再開の意思表示があったことから、6筆を除外しました。

本案で提案させていただいたものは、農地の現状が非農地と判定され、確認していた農地で、新井南部地区・妙高高原地区・妙高地区についてまとめたものです。

それでは、26ページの合計欄をご覧ください。

今回の非農地と判断した合計筆数は、487筆で、合計面積は、140,321.73㎡、約14haとなりました。市全体の農地面積：2,790haの約0.5%です。

今回、非農地判断とした現地の状況は、現地踏査により、森林度合いが高い土地や、現地に雑木が繁茂しているなど、明らかに原野もしくは山林と判断された個所としました。

今年度で、新井南部地区も区域内の非農地判定を完了し、市内を一通り、非農地判定が完了しました。

来年度以降は、農地利用状況調査・農地パトロールを通じて、新たな遊休農地・耕作放棄地の発生防止に主眼をおいた取組みにシフトし、農地の耕作再開に向けたあっせん活動に力を注いでいきたいと考えていますので、今後とも、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

議長 続きます。現地を確認した委員の説明をお願いします。

なお、19ページ中段の通し番号75番から25ページ中段の437番までは担当委員が欠席ですので事務局の説明のみとします。

それでは順次お願いします。

委員 事務局の説明とおりですが、私自身も日々のパトロールで確認しており、判定に支障はありません。

委員 事務局の説明通りです。現地確認をしましたが、申請とおり判定に支障はありません。

委員 調査地区は不在の地主も多く、近所の方にもここ数年の状況を確認した。農地としての利用がされていないことから、判定に支障はありません。

委員 夏場に現地確認をしており非農地判定に支障ありませんが、確定調査の時期を再考していただきたい。

委員 対象地は一目で山林化しているところもあり、また、所有者も代替わりし放置されている状態も見受けられる。判定に支障ありません。

委員 対象地では林道沿いの農地もあり山林化している状況も見受けられる。判定に支障ありません。

議長 それでは、議案第5号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第5号 農地利用状況調査に基づく非農地判定について、を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号については、すべての筆を非農地と判定することに決定しました。

次に、議案第6号 妙高農業振興地域整備計画の変更について、を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 29ページ、議案第6号 妙高農業振興地域整備計画の変更について、をお願いします。本件は、1月10日付で妙高市長から意見を求められたものであります。

内容につきましては、同計画について、基礎調査を実施した結果、マスタープラン及び農用地利用計画の変更を行うものです。

変更の内容につきましては、これから市農林課の担当者から詳細について説明をいただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 続きまして農林課担当者の説明をお願いします。

農林課 それでは、議案第6号参考「妙高農業振興地域整備計画の変更理由書」、についてご説明いたします。

はじめに、農業振興地域整備計画とは農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項農振法に基づき市が定める計画であります。その内容は優良な農地を保全するとともに、農業振興を計画的に実施するための総合的な農業振興計画となっております。具体的には農業振興に関する整備方針や振興方向を定めたマスタープラン、農用地等として利用すべき区域と用途を定めた農用地利用計画とに分かれております。

なお、農振法では、計画は概ね5年ごとに基礎調査を実施して、計画を見直しすべきとありますが、妙高市に合併した以降、一度も見直しが行われてこなかったため、地域農業の振興を図るために必要となる施策の方向性や農用地の設定などが現状と乖離したものとなっております。これらを解消すべき、令和3年から5年までの3か年事業として基礎調査を行い、計画の見直しを進めてきたところであります。

それでは資料の説明に戻ります。

農林課

1番と2番は時間の関係もありますので、添付しました妙高農業振興地域整備計画書(案)をご覧ください。主な変更点としては、市の総合計画や農業農村基本計画などと照合して文言や表現の整合を行っております。また地域計画による担い手への農地集積や集約化、スマート農業による生産効率化なども触れております。

3番目の農用地利用計画の変更(1)と(2)については、1筆ごとの現況調査(主に農振台帳と農家台帳、土地課税台帳、航空写真等との照合、非農地判定、道路敷部分、中山間地域等直接支払や多面的機能支払制度の実施区域の調査などから、農用地区域を変更したのについて集計を取りまとめたものであります。

編入については3地域合計で21万252.98平方メートル、除外については、354万5090.13平方メートルとなっております。

筆数が多いため個々の説明は省略しますが、ここに添付した付図をイメージにしていただけだと思います。

補足ですが、これまでの計画での農用地区域は紙ベースの台帳管理であったことから区域が非常に曖昧なものでありましたが、今回の見直しを契機として、農振農用地を1筆管理に変更したため、より現実に見合ったものになっております。

続いて(3)の農用地区域からの除外について説明します。

場所は月岡地内、申請は法人からの計画書提出によるものであります。

面積は1,238平方メートル、除外後の用途は建売住宅3棟の建設用地です。

この案件については、先ほどまでの市が調査して除外するものと異なり、事業者からの個別案件として除外を行うものです。

詳しくは、付図の後にある資料をご覧ください。

個別案件の場合は、農振法第13条第2項に基づく除外要件を満たす必要があります。

詳しくは法第13条第2項各号の要件に係る適合理由をご覧ください。

審査により、これら適合理由においての当該土地の必要性や、規模の妥当性、代替性、農地の集団性を損ねないか、土地改良施設への影響などの要件は満たしておるほか、景観などの立地的な観点、上下水道などのライフラインも整備されており、需要者ニーズに合ったものであると判断できます。

また、当該申請地である和田地域は市の各種計画などでも都市的土地利用を進める地域として位置付けられていること、既に周辺一帯は住宅団地化されており、今回の整備をこれらと一体化して捉えることで住宅団地としての熟度も高まり、秩序ある土地利用が守られることから、除外は適当であると判断したものです。

以上、議案第6号についての説明であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長

それでは、議案第6号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第6号 妙高農業振興地域整備計画の変更について、を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおりとし「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号については「意見なし」とすることに決定しました。

議案の審議は、全て終了しましたので、これにて第35回妙高市農業委員会総会を閉会します。

以上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和6年2月29日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印